

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	グリーン投資減税(旧エネルギー需給構造改革推進投資促進税制)
2	要望の内容	<p>(1)制度のコンセプト エネルギーの環境への適合及びエネルギーの安定供給確保の実現のためには、需要・供給両面において、エネルギー起源CO2排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備投資の加速化が不可欠である。このため、今後普及を加速化すべきものとして政策的に重点投資を促す設備等を明確に提示するとともに、投資意欲のある企業に対し、税額控除、特別償却の選択適用を可能とすることにより、裾野の広い高効率な省エネ・低炭素設備投資の加速化や、再生可能エネルギー利用設備を導入する新たな担い手の拡大を促すことが必要。 新成長戦略の観点からも、特に成長・競争を促すべき最先端の機器・技術等については、支援措置の深掘り・重点化が重要である。 こうした観点から、新たな投資促進税制を創設し、環境エネルギー産業・市場の成長といった好循環を形成し、世界をリードする低炭素成長社会を実現する。</p> <p>(2)対象者 青色申告書を提出する法人又は個人のうち、対象設備(エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に資する設備)に対する投資を実施した者</p> <p>(3)対象設備 エネルギー基本計画においては、産業、運輸、業務部門のそれぞれについてCO2削減目標が示されている。本税制は、その目標達成を通じてエネルギーの環境への適合を図るべく、部門ごとに対象設備を設定する。その際、各部門に共通して、個々の設備ごとに)エネルギーの使用の合理化に著しく資すること、又は)使用に際してのエネルギーの消費に係るCO2排出量が著しく低いことを要件とし、かつ、当該設備を本税制措置の対象とすることにより、相当程度の需要の増大が見込まれるため、エネルギー起源CO2排出量の削減に相当程度寄与することが見込まれる設備を対象を重点化する。 また、再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、上記とは別に再生可能エネルギー利用設備を対象とする。</p> <p>(4)措置の内容 政策目標等に基づき今後横断的に普及加速化を促す必要のあるものであって、相当程度の効果(エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大)が見込まれる設備・機器を取得し、その後1年以内に事業の用を供した場合に、次のいずれか一方を選択し、税制優遇を受けられるものとする。 普通償却に加えて、基準取得額の40%相当額を限度として償却できる特別償却 中小企業者に限り、基準取得価額の7%相当額の税額控除。ただし、その限度控除額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額を限度とする。</p> <p>(5)措置期間 企業の設備投資においては意思決定までに長期間を要し、特に本税制の対象設備に関しては、意思決定から導入までにさらに長期間を有することから、投資効果を最大限に引き出すために税制措置期間を3年とする。</p>
3	担当部局	地球環境局地球温暖化対策課
4	評価実施時期	平成22年8月

5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 23 年度 (新設)
6	適用又は延長期間	平成 23 年度 ~ 平成 25 年度 (3 年間)
7	必要性等	<p>政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>近年、地球温暖化問題の解決に向けたエネルギー政策に関する内外からの要請が急速に高まっている。また、新興国等におけるエネルギー需要の増大により、エネルギーの安定供給の確保は、これまで以上に重要な課題となっている。さらに、エネルギー・環境分野に対する経済成長の牽引役としての期待が高まっている。こうしたエネルギー政策を巡る内外の環境変化を踏まえ、エネルギー基本計画及び新成長戦略では、以下の政策目標が掲げられている。</p> <p>エネルギー基本計画(平成 22 年 6 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー起源CO₂は、2030年に90年比 30%程度もしくはそれ以上の削減 <p>(産業部門)1990年:487百万トン 2030年:350百万トン(27%) (運輸部門)1990年:217百万トン 2030年:154百万トン(29%) (業務部門)1990年:164百万トン 2030年:104百万トン(37%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について2020年までに10%に達することを目指す。 <p>新成長戦略(平成 22 年 6 月)</p> <p>(2020年までの目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50兆円超の環境関連新規市場 ・140万人の環境分野の新規雇用 ・日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガス削減量を13億トン以上とすること(日本全体の総排出量に相当) <p>こうした政府レベルの目標に即し、エネルギー基本計画の目標達成を通じたエネルギーの環境への適合、エネルギーの使用合理化やエネルギー源の多様化等のエネルギー需給構造改革を通じたエネルギー安定供給の確保、環境エネルギー産業・市場の成長を政策目的とする「グリーン投資減税」を創設する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>エネルギー基本計画(平成 22 年 6 月閣議決定) 新成長戦略(平成 22 年 6 月閣議決定) 非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(平成 21 年 7 月成立)</p> <p>第 7 条「政府は、非化石エネルギーの開発及び導入を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。」</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>地球温暖化対策の推進</p> <p>達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>エネルギー起源CO₂排出量削減効果: (産業部門)12.2百万トン (運輸部門)1.1百万トン</p>

			<p>(業務部門)3.6 百万トン 再生可能エネルギー導入拡大効果:1.5 百万 kl(原油換算)</p> <p>(租税特別措置等による達成目標に係る測定指標) ・エネルギー起源CO2排出量削減量 ・再生可能エネルギー導入量</p> <p>(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与) <平成23年度から平成25年度におけるエネルギー起源CO2排出削減効果> ></p> <p>(産業部門)12.2 百万トン 2030年には90年比27%のCO2削減を目標としているところ、上記は90年排出量の2%に相当。</p> <p>(運輸部門)1.1 百万トン 2030年には90年比29%のCO2削減を目標としているところ、上記は90年排出量の0.5%に相当。</p> <p>(業務部門)3.6 百万トン 2030年には90年比37%のCO2削減を目標としているところ、上記は90年排出量の2%に相当。 <平成23年度から平成25年度における再生可能エネルギー導入見込み> 1.5 百万 kl(原油換算) 08年の再生可能エネルギー量の1%に相当。</p>
8	有効性等	適用数等	<p>適用事業者数(見込み) 平成23年度 のべ67,000 産業部門:32,000 運輸部門:17,000 業務部門:17,000 再生可能エネルギー部門:1,000 経済産業省ヒアリング調査を基に推計 業種、事業規模を問わず、幅広い事業者による適用が見込まれる。</p>
		減収額	平成23年度 40,340 百万円
		効果ないし達成目標の実現状況	<p>(政策目的の実現状況) 今後普及を加速化すべきものとして政策的に重点投資を促す設備等を明確に提示するとともに、投資意欲のある企業に対し、税額控除、特別償却の選択適用を可能とすることにより、省エネ・低炭素設備に対する投資が加速化される。そうして省エネ・低炭素設備の普及が拡大することにより、エネルギー起源CO2の削減、すなわちエネルギーの環境への適合に資する。 また、省エネ設備の導入拡大によりエネルギーの使用合理化が進み、再生可能エネルギー利用設備の導入拡大によりエネルギー源が多様化することから、エネルギーの安定供給の確保に資する。 さらに、省エネ・低炭素設備に対する投資が促進されることから、環境エネルギー産業・市場の成長に資する。</p> <p>(租税特別措置等による達成目標の実現状況)(分析対象期間:平成23年度~平成25年度) 対象設備の普及拡大により、以下の目標を実現する。 エネルギー起源CO2排出量削減効果: (産業部門)12.2 百万トン (運輸部門)1.1 百万トン</p>

			<p>(業務部門)3.6 百万トン 再生可能エネルギー導入拡大効果:1.5 百万 kl(原油換算) 本税制措置が講じられたと仮定して平成23年から25年に導入されることが見込まれる対象設備の台数と、設備当たりのCO2削減効果(再生可能エネルギー導入効果)から試算。</p> <p>(租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響)(分析対象期間:平成23年度~平成25年度) 本税制が新設されなかった場合、対象設備の導入が進まないため、上記の目標数値は、以下のように限定的となる見込み。 エネルギー起源CO2排出量削減効果: (産業部門)2.0 百万トン (運輸部門)0.3 百万トン (業務部門)1.3 百万トン 再生可能エネルギー導入拡大効果:0.3kl(原油換算)</p> <p>(税込減を是認するような効果の有無)(分析対象期間:平成23年度~平成25年度) 上記のように、本税制により、省エネ・低炭素設備の普及が加速的に拡大することにより、相当程度の相当程度のCO2排出削減効果及び再生可能エネルギー導入拡大効果が見込まれる。これにより、エネルギー基本計画の目標達成を通じたエネルギーの環境への適合、エネルギーの使用合理化やエネルギー源の多様化等のエネルギー需給構造改革を通じたエネルギー安定供給の確保、環境エネルギー産業・市場の成長という本税制の政策目的の実現に大きく寄与することが見込まれるため、税込減を十分に是認できると考えられる。</p>
9	相当性	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>エネルギー基本計画においては、「本基本計画その他の法律等により政策的支援の必要性・緊要性が位置づけられるものについては、規制・予算・税制・金融措置などの政策を総動員し、最小の国民負担で最大の効果と全体最適が確保されるポリシーミックスを構築していくことが重要である」とされている。</p> <p>本税制は、個々の設備の性能要件を設け、エネルギーの使用の合理化に著しく資する設備等に対象を絞り込むことに加え、本税制措置の対象とすることにより、相当程度の需要の増大が見込まれるため、エネルギー起源CO2排出量の削減に相当程度寄与することが見込まれる設備に対象を重点化することとしている。このように、政策目的に照らして効果の高い設備に支援対象を重点化し、必要最小限の国民負担で最大限の効果が得られるようにしている。</p> <p>また、予算上の措置は、本税制の対象設備と比して、より先端的な実証段階にある設備の導入支援、並びに長期的な視点から重要な役割を担う技術開発を推進するための措置とし、これに対して、本税制措置は、導入段階にありながらも初期費用の制約により十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うこととしている。このようにポリシーミックスを構築し、重複のない、かつ、連続した施策手段を講じている。</p> <p>省エネ関連・新エネ関連の予算上の措置との関係 予算上の措置については、本税制の対象設備と比較して、より先端的な実証段階にある設備の導入支援、長期的な視点から重要な役割を担う技術開発や実証実験、等を推進するための措置として整理できる。</p> <p>(産業部門) グリーン投資減税</p>

市場導入が進みつつあるものであって、相当程度の効果が見込まれ、その普及を促進するもの。

エネルギー使用合理化支援事業者支援補助

将来的に技術の普及性が見込まれる先端的な省エネ技術・設備の導入を支援するもの。

省エネ財政投融资

市場への導入が進みつつあるものであって、中小企業への導入支援の重点化が必要なもの。

低炭素投資促進法(リース保険)

市場への導入が進みつつあるものの、市場形成が不十分な設備について、広く薄く支援することで、その普及を促進するもの。

(新エネルギー部門)

グリーン投資減税

キャッシュフローの改善による初期投資の軽減(特別償却)。初期投資コストの低減により、導入対象の裾野を広げるとともに、補助金の動向次第では(下記参照)、投資の前倒し・加速化を進めていく役割は今後高まっていくものと思われる。

固定価格買取制度

現在太陽光発電余剰買取に限定。現在検討中の全量固定価格買取制度については、事業期間全体での収入の押し上げによって、事業そのものの経済性向上を図ることを目的とするもの(ランニングコストの軽減)。

新エネルギー等事業者支援補助金

初期投資に係るイニシャルコストを軽減させる。上記全量固定価格買取制度の施行に合わせて、対象の見直し等を検討中。

太陽光発電設備に係る課税標準の特例

太陽光発電設備設置者の維持費用の軽減を図るもの。

エコカー補助金・エコカー税制等自動車支援措置との関係

補助制度は、裾野の広い自動車産業の活性化が景気の早期回復のためにも不可欠との観点で、主に一般消費者を対象に、環境性能の良い新車の購入を促進するものである。これに対して、本税制措置は、主に事業者への支援を企図するものである。また、導入段階にありながらも十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うものである。

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策事業(CEV補助金)

本格的に市場投入されるクリーンエネルギー自動車等の普及促進を図るもの。

環境対応社普及促進対策費補助金(エコカー補助金)

環境性能のよい新車の買い換え・購入を促進することにより、環境対策と景気対策の実現を図るもの。

自動車重量税・自動車取得税の時限的減免(エコカー減税)

自動車需要の急激な落ち込み等の景気動向を踏まえた内需振興と環境対策を図ることを目的に、3年間の時限措置をして実施するもの。

自動車税グリーン税制

ユーザーの低公害車取得意欲及び企業の開発意欲双方を刺激し、環境性能に優れた自動車の加速度的な普及を図るもの。

燃料供給設備に係る固定資産税の特例措置

低公害車の普及促進を図るうえで、燃料供給設備の整備が必要不可欠なため、設置

			<p>者の維持費用の軽減を図るもの。</p> <p>財投資付 (NOx・PM 法関連)</p> <p>中小企業等に対して、低利融資による経済的支援を行うことにより、低公害車の普及促進を図るもの。</p>
		地方公共団体が協力する相当性	<p>エネルギーの環境への適合及びエネルギーの安定供給確保を実現することは、地方公共団体の活動にも不可欠であり、また、本税制により地方公共団体においても省エネ設備等への投資が促進され、地域経済活性化に資することから、地方公共団体にとってもメリットのあるものである。</p>
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		